昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成19年4月15日発行第364号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

小倉橋（西方町）

2007. 4
No.364

ー　目　次　ー

□オンライン申請への対応・・・・・・・・・・・・・・2
□入管業務実務者懇談会他・・・・・・・・・・・・・・3
□伝達研修会他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
□ＡＤＲ特別委員会レポート・・・・・・・・・・・・・5
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～8
□宇都宮市、河内町、及び上河内町の合併に伴う
　　開発許可基準の変更について他・・・・・・9
□電子定款作成代理の手続変更と
　　留意点について・・・・・・・・・・１０
□栃木県開発審査会提案基準の
　　一部改正について・・・・・・・・・１１
□成年後見登記に係る証明書手数料額の
　　変更について・・・・・・・・・１２
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・・１５
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・・１６
□会員の動き・編集後記・・・・・・・・・・・・・・１７
□会員ギャラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

栃木県行政書士会

オンライン申請への対応

ＩＣＴ特別委員会副委員長　関　比佐江

紙で申請する時代からＰＣを介して申請する、いわゆる電子申請の時代が到来し、世の中は大きく変化しつつあります。

自宅から、事務所から、キーボードを叩くことによって、種々の申請や取引・そして電子決済という行為がすでに行われている現状です。

当委員会では実務の一環として、「電子定款作成」「インターネットを利用した登記事項証明書の請求」「Ｊｗ－Ｃａｄ」等の研修会を開催いたしました。

そのかたわらでは電子申請システムについて、行政書士の全国ＩＣＴ会議やアンケートなどを通して情報交換をしながら、先進の地域の勉強をしてまいりました。

全国的にオンライン化が進められる中、多額の税金が投入され折角構築されたシステムの利用率が低く、取沙汰されるような事案もありました。スタート時の計画では相当なスピードでの進行が期待されましたが、現実にはいろいろな問題を抱え遅々としております。

また現存のシステムの多くに代理申請システムが導入されていないことも明らかで、わが県において今後構築される電子申請システムについては、「電子申請に代理人申請欄をシステム構築時から設けることに関する要望書」を提出し、県の担当者との話し合いを続けながら各市町村に対してもお願いをしております。

多額の予算と時間を必要とする事業だけに、一般の住民の方にも、その申請代理人たる当会会員にとっても、より分かりやすく使いやすいシステムが構築されることを願っております。

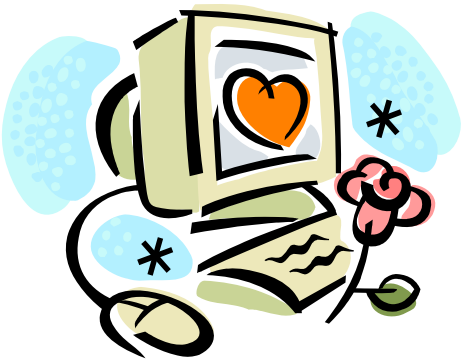

最新の実務事例にそって、充実の情報交換

～入管業務実務者情報交換懇談会開催される～

３月２０日（火）行政書士会２階会議室において「第２回入管業務実務者情報交換懇談会」が開催されました。

今回も申請取次制度が施行された当初からこの業務に精通されている先生方に参加して頂き、その中から岸宏先生が座長となり懇談会が行なわれました。

内容については、

・申請取次ぎに馴染まない在留資格とは
・認定証明書が交付されたのに査証が発給されない事例
・短期滞在者の在留期間の更新事例
・短期滞在から他の在留資格への変更許可事例
・日系定住者の無犯罪証明
・認定及び変更における「投資経営」の基準と事例
・なぜ、在留期間の３年がもらえないのか、その理由と事例
・同居不可能な日本人の配偶者等の更新許可事例
・婚姻、離婚と在留資格変更の事例
・在留資格の取消しや短縮された事例
・在留特別許可および上陸特別許可の事例

などについて参加者が最新の実務事例を述べながら情報交換がなされ、懇談会が進められました。

私達は日本の法律を十分理解出来ない外国人が不知により犯罪者とならない為の適切なアドバイスと、依頼者の身分や能力に合った在留活動を円滑に行えるように、依頼者と入国管理局の間の重要なパイプ役を担っております。

また、入管業務では私達行政書士が犯罪に巻き込まれない為の判断力も必要であることを再認識いたしました。

（研修部　風間　洋）

法テラス栃木 第１回地方協議会

３月９日（金）午後２時より、栃木県総合文化センター第一会議室において、昨年１０月２日に業務が開始された日本司法支援センター栃木地方事務所（法テラス栃木）の第１回地方協議会が協力団体約１００団体が出席して開催されました。開業以来の経過と活動の報告が佐藤事務所長より行われました。

実績としては、５ヶ月間に寄せられた問い合わせ相談件数は１４２６件で、予想を大きく下回っているので、広報活動をより活発にしていきたいので協力を、との事でした。

その内訳は、①自己破産等の債務整理が３２．４％②離婚・離縁・相続・遺言等家庭事件が２３．７％③消費者問題が７．３％と、全体の６３．４％でした。

続いて情報提供業務について、５ヶ月を経ての意見の交換が行われ、午後４時閉会しました。

（総務部　鈴木 康夫）

ペットとクレジットを学ぶ

３月２０日（火）、日行連で行なわれた「動物愛護管理法改正に伴う申請手続きの実務」「拡大するクレジット取引と消費者問題」の研修に参加した研修部石田稔会員が講師となって、伝達研修会が開催されました。

１時限目の「動物愛護管理法改正に伴う申請手続きの実務」では、法律の趣旨の説明で、私たち一般人もその適用を受けながらペットと関わっているのだということから講義が進められ、これらペットを扱う業者の許認可申請についての手続きを勉強しました。

２時限目の「拡大するクレジット取引と消費者問題」では、増え続ける割賦販売業者と消費者とのトラブルやその対策としてのクーリングオフや内容証明、調停や裁判などについての講義がなされました。

２時限目の講義では、私達行政書士が関与する事について、弁護士法第７２条の問題もあり慎重な対応が必要であると感じました。

（研修部　風間　洋）

業務開発部からお知らせ

報酬額についての統計調査結果がこのほどまとまり、本会 HP「会員のページ」に掲載いたしました（PDF ファイル）。「各種データ」よりご覧いただけます。

会員の皆様には、調査にご協力頂きありがとうございました。

ここをクリック

ADRと行政書士

今、なぜ ADR？・・・・

ADR特別委員会レポート

ADR(裁判外紛争解決手続)とは…

ＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）とは、裁判外紛争解決手続（愛称：「かいけつサポート」）とも呼ばれます。これを定義すると，「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため，**公正な第三者（ＡＤＲ法による認証を受けた機関）が関与**して，その解決を図る手続」となります。

法務省司法法制部ＨＰ抜粋

ADRに何が求められているのか

ＡＤＲは，厳格な手続にのっとって行われる裁判に比べて，**紛争分野に関する第三者の専門的な知見**を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るなど，柔軟な対応が可能であるという特長があります。したがって，このようなＡＤＲの機能を充実し，利用しやすくすれば，紛争を抱えている国民の方々が，世の中の様々な紛争解決手段の中から，自らにふさわしいものを容易に選択することができるようになり，より満足のいく解決を得ることができると期待されます。

法務省司法法制部ＨＰ抜粋

土地家屋調査士会の取組みを報じる下野新聞
平成19年4月5日付

下野新聞 THE SHIMOTSUKE

隣人関係こじれる前に

境界問題の解決を後押し

県土地家屋調査士会

弁護士会とセンター設立

法施行受けきょうから 相談や調停、測量も

■行政書士とＡＤＲ

他の専門職（土地家屋調査士会・社会保険労務士会他）や民間団体（全国社会福祉協議会・消費生活センター他）がＡＤＲの認証を申請する中で、特に行政書士会は、その専門性を活かしたＡＤＲの参加が必須となります。

（平成 16 年の弁護士法改正の際、他の士業がそれぞれ専門分野を指定して代理人になれるよう各業法を改正してゆく中、行政書士はＡＤＲ基本法の実績をみて判断するとして先送りされた経過があるため）

■今後の活動

栃木県行政書士会は、昨年末に茨城県行政書士会・群馬県行政書士会と合同で北関東ＡＤＲ協議会を発足させ、早急に認証の手続に向かって方針を固めようとしています。行政書士会の認証を受ける専門分野は、各単位会で決定することになっていますので、栃木県行政書士会では、その専門分野を今年度に選択して行く予定となっています。今後の活動は節目ごとに会員の皆様にお知らせしていきますので、ご注目ください。

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.頁
1 日	木	北関東 ADR 協議会(第３回)	前澤副会長　松岡英彦委員長　毛塚副委員長 田渕委員　田沼委員	①
2 日	金	会報編集作業	新井部長　田代理事	—
5 日	月	サーバーに関する打合せ	田代理事	—
6 日	火	正副会長会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長	②
7 日	水	無線 LAN アクセスポイント中継設定	田代理事	—
		選挙管理委員会	青木勇夫委員長　小林幸雄副委員長　金井委員 山本護委員　市村委員　平井委員 青木絹子委員　奥村委員　手塚志郎委員 大貫茂委員　岡井部長	—
8 日	木	三士会	会長　堀越副会長	③
		正副会長・部長・委員長会	会長　前澤副会長　堀越副会長　宮嶋副会長 岡井部長　新井部長　石塚部長　風間部長 毛塚部長　田渕委員長　松岡英彦委員長 神山委員長　青木勇夫委員長	④
9 日	金	会報編集作業	新井部長　田代理事	—
		社会保険・雇用保険得喪手続	根岸理事	—
		法テラス栃木地方協議会	鈴木理事	⑤
12 日	月	編集会議	秋田副会長　新井部長　清水副部長 山本昭子理事　田代理事　大石理事	⑥
15 日	木	伝達研修打合せ	石田理事	—
		総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下理事 石川理事　鈴木康夫理事　和賀井理事	⑦
16 日	金	会計精査	会長　堀越副会長　柳川部長　根岸理事	—
20 日	火	選挙管理委員会	青木勇夫委員長　小林副委員長　金井委員 奥村委員　岡井部長	⑧
		伝達研修会	前澤副会長　風間部長	４Ｐ
		入管業務実務者情報交換懇談会	風間部長　渡辺良樹専門部員	３Ｐ
22 日	木	次期サーバー検討・業務開発部報酬額調査データの HP 掲載	田代理事	—
23 日	金	業務研修部会	会長　前澤副会長　風間部長　石田副部長 江藤理事　松岡敏郎理事　江連理事 渡辺良樹専門部員　市川専門部員	⑨
		研修会	風間部長　江藤理事　渡辺良樹専門部員 市川専門部員	⑩
26 日	月	正副会長・部長・委員長会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岡井部長　柳川部長　新井部長 風間部長　毛塚部長　田渕委員長 松岡英彦委員長　神山委員長　青木勇夫委員長	⑪
		業務開発部(報酬額統計調査報告)	毛塚部長	４Ｐ
27 日	火	総務部	岡井部長	—
28 日	水	通信回線について打合せ	田代理事	—
30 日	金	次期サーバー打合せ	田代理事	—

①　第３回北関東ＡＤＲ協議会
１日　ＰＭ１：３０～４：００

【内容】
1.　研修プログラムについて
2.　協議会の組織化について

【決定事項・検討事項】
1.　メディエーションについては、３単位会合同で行う。場所等は茨城会主導。その他は継続審議とした。
2.　今後も共同して活動を行う。
組織化については、各単位会の案を次回まで提出してもらう。

②　正副会長会
６日　ＰＭ２：００～ＰＭ４：３０

【内容】
1. 平成１８年度の収支について
2. 平成１９年度予算(案)について
3. ＡＤＲ特別委員会について
4. サーバー管理規程について
5. 慶弔規程について
6. 会館の維持管理について
7. 顕彰について
8. 総会について
9. 事務局体制について

③　三士会
８日　ＡＭ１１：００～ＰＭ１：００

【内容】
当番会　土地家屋調査士会
1. 各会の活動近況報告
2. 来年１９年度は当会が当番となる

④　正副会長・部長・委員長会
８日　ＰＭ１：３０～ＰＭ４：１０

【内容】
1. 平成１８年度の収支について
2. 平成１９年度予算(案)について
3. ＡＤＲ特別委員会について
4. サーバー管理規程について
5. 慶弔規程について
6. 事務局体制について
7. その他

⑤　法テラス栃木地方協議会
９日　ＰＭ２：００～ＰＭ４：００

【内容】
第１回法テラス栃木地方協議会
1. 平成１８年１０月２日開始した法テラスのこれまでの経過及び内容説明
2.　情報提供業務に関する意見交換

【決定事項・検討事項】
1. ・４ヶ月間の取扱件数は当初の予想より少なく(約２０００件)、もっと広報活動に力を入れなければならないのでは。
・全体の取扱事例を見ると①生活環境問題、②消費者金融並びに消費生活に関すること、③婚姻・相続に関する件が８０％を占める。
2. 法テラス事務局の対応として、各団体に振り分ける際の難しさと、逆に各団体からは、該当しない件もある、との指摘があった。

⑥　編集会議
１２日　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
1. 行政とちぎ３月号の編集・校正
2. 平成１９年度事業計画・予算について
3. 正副会長部長委員長会議の報告
4. その他

【決定事項・検討事項】
4. 広告の一つの方法として、「バス広告」について、秋田副会長から説明があった。この他、郵便局の封筒等、いろいろな可能性とその資料収集を図る。

⑦　総務部会
１５日　ＰＭ１：３０～５：３０

1. 佐々木事務局員の紹介
2. 新規登録者２名
3. １９年度予算案について　細目検討
4. 理事会・日政連栃木幹事会の開催について
5. ＡＤＲ特別委員会の扱いについて、目的達成に伴い解散(開発部と一緒)
6. サーバー管理規程について、別紙案の通り承認
7. 慶弔規程について、別紙案の通り承認
8. トイレ改修、本年は見送り
9. 顕彰について、別紙により検討
10. 総会について、記念品を出すこと

⑧　選挙管理委員会
２０日　ＰＭ３：３０～ＰＭ６：００

平成１９年会長選挙を実施するにあたり、会員への通知発送の準備を行った。

⑨　業務研修部会
２３日　ＡＭ１０：００～ＡＭ１２：００

【内容】
1. 今年度の報告について
2. 来年度の計画案について
3. その他

【決定・検討事項】
１８年度研修部の活動についての反省点や、次期研修部への申し送り事項、その他希望・要望等について意見交換を行った。

⑩　研修会
２３日　ＰＭ１：３０～ＰＭ４：４０

「初心者のための建設業許可申請」研修会
１時限目　１３：３０～１５：００
「建設業許可申請」
講師：研修部　市川浩一専門部員
２時限目　１５：１０～１６：４０
「各種変更届」
講師：研修部　風間　洋部長

⑪　正副会長部長委員長会
２６日　ＰＭ１：３０～４：３０

平成１９年度予算案について協議し、最終決定した。

受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■行政書士電子申請証明書特別割引キャンペーンの期間延長のお知らせ	07/3/6	日行連
■電子定款作成代理の手続変更と留意点について(お知らせ)	07/3/14	日行連
■成年後見登記に係る証明書手数料額の変更について	07/3/20	日行連
■「住宅用家屋証明書」の取扱について	07/3/23	宇都宮市理財部
■地価公示制度の普及について	07/3/26	栃木県企画部
■栃木県開発審査会提案基準の一部改正について	07/3/27	栃木県土木部

宇都宮市、河内町、及び上河内町の合併に伴う開発許可基準の変更について

市町合併により開発許可の基準が変わりました。

■旧上河内町区域で１０００㎡以上の開発行為は許可が必要

上河内都市計画区域内で開発行為を行う場合，これまで３０００㎡以上の開発行為が許可対象でしたが，「都市計画法施行令第１９条ただし書の規模を定める条例」の施行により，１０００㎡以上の開発行為を行う場合，都市計画法に基づく開発許可が必要になりました。

なお，１０００㎡以上３０００㎡未満の開発行為で平成１９年３月３１日現在，既に造成工事が行われている場合，開発許可は必要ありません。

▼対象区域　上河内都市計画区域内（旧上河内町の全域）

■旧河内町区域の市街化調整区域で許可基準が一部緩和

市町合併により，「都市計画法第３４条８号の３の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例」が旧河内町区域の市街化調整区域にも適用になりました。

▼対象区域　旧河内町の市街化調整区域のうち条例で指定する区域

お問い合わせ　宇都宮市都市開発部都市計画課開発指導グループ
TEL　０２８（６３２）２５６７

行政書士用電子証明書(ビジネス認証サービスタイプ１-G)特別割引キャンペーンの期間延長について(お知らせ)

行政とちぎ２００７年１月号１２ページで既報の、行政書士用電子証明書の特別割引キャンペーンにつき、日本行政書士会連合会より下記のように、対象期間延長のお知らせがありました。

１キャンペーン期間
～平成１９年４月３０日(月)まで延長

２対象電子証明書
行政書士用電子証明書ビジネス認証サービスタイプ 1-G　(有効期間２年３０日)

３割引価格
通常１４，７００円(商工会議所会員価格１２，６００円)を特別割引価格１１，５５０円で提供

４割引対象者
上記のキャンペーン期間中に、行政書士用電子証明書(タイプ 1-G)の申込手続きを行った会員(締切:当日消印まで有効)

電子定款作成代理の手続変更と留意点について(お知らせ)

平成１９年３月８日(木)、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令(平成１９年法務省令第７号)、法務省告示第１０２号、１０３号が公布されました。

このため、電子公証制度は、平成１９年４月１日より法務省オンライン申請システムを通じて嘱託・請求することになり(これに伴い導入される新しい電子公証システムを「次期システム」といいます)、全国的に指定公証人が増員されます。次期システムのもとでは下記のように、嘱託・請求方法が変わります。

なお、新たな手続の詳細につきましては、法務省の HP「公証制度に基礎を置く電子公証制度」について(http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/)をご参照ください。

記

１主な変更点について

	現行システム (平成１９年３月３１日まで)	次期システム (平成１９年４月１日から)
嘱託・請求の窓口	個人の場合、公証役場へ直接出向いて行う。	すべて法務省オンライン申請システムを通じて行う。
書類や電子ファイルの取得方法	法人の場合はインターネット経由で取得する。個人の場合は公証役場で取得する。	法人・個人を問わずインターネット経由で取得するもの(日付情報の付与及び情報の同一性に関する証明)と公証役場の窓口で取得するもの(電磁的記録の認証及び同一の情報の提供)がある。
必要なソフトウェア	・ Adobe Acrobat(※１) ・ 電子署名を行うためのソフトウェア等	・ Adobe Acrobat(※１) ・ その他必要なソフトウェアは法務省オンライン申請システムのページからダウンロードすることができます。(※２)
電子証明書	・ 商業登記に基づく電子証明書 ・ AccreditedSign パブリックサービス　(日本認証サービス㈱) ・ ビジネス認証サービスタイプ 1-G (日本商工会議所) ・ 日本司法書士会連合会認証サービス(日本司法書士会連合会)	・ 商業登記に基づく電子証明書 ・ AccreditedSign パブリックサービス　(日本認証サービス㈱) ・ ビジネス認証サービスタイプ 1-G (日本商工会議所) ・ 日本司法書士会連合会認証サービス(日本司法書士会連合会) ・ 公的個人認証サービス
嘱託文書のファイルサイズ	８００KB	４MB(４，０００KB)

※１　日付情報の付与については、電子文書を XML ファイル又はテキスト文書ファイルで作成することもできます。

※２　日付情報の付与については、電子文書に電子署名を付す必要はありません。

２主な留意点について

・ 法務省オンライン申請システムを利用するためには事前準備が必要です。「オンライン申請システムのご案内」にある「ご利用方法」(http://shinsei.moj.go.jp/)をご覧の上、予めオンライン申請をするためのユーザー登録をする必要があります。

・ 法務省オンライン申請システムで申請を行う前に、事前に公証役場へ TEL や FAX 等で連絡の上、嘱託・請求内容、指定公証人のスケジュール、手数料の支払方法等をご確認ください。

・ 嘱託するときの添付ファイル(定款本文等)の名称は、全角で１５文字以内または半角英数で３１文字以内としてください。

以上

※４月５日、日本公証人連合会よりシステム不具合の報告がありました。当会ホームページ等で情報をご確認ください。

栃木県開発審査会提案基準の一部改正について

標記の件で、栃木県土木部都市計画課長より通知文が届いております。(平成１９年３月２６日付)

「大規模な流通業務施設」の提案基準改正の概要

１　基準見直しの背景

(1)平成１７年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」が制定され、物流コストの削減や輸送・保管・流通加工等の総合的な処理を図るための特定流通業務施設の立地に対する支援措置を伴う総合効率化計画認定制度が設けられたこと。

(2)北関東自動車道の整備が進み、平成２３年度末には全線開通の見込みであり、本県の産業活動等を支える物流業界に対しては、沿線における中継基地としての立地が期待されていること。

２　現行基準(「大規模な流通業務施設」の提案基準)の概要

◇開発区域　①知事が予め指定した四車線以上の国道、県道等の沿道
②高速道のインターチェンジ周辺(５００m以内)

◇対象施設　①一般貨物自動車運送事業の用に供する施設(貨物自動車運送事業法第２条第２項に該当するもの)
②倉庫(倉庫業法第２条第２項に該当するもの)

◇規模等　積載量５ｔ以上の大型車が１日平均延２０回以上発着する地方運輸局長が認めたもの

３　見直しの基本的な方針

(1)四車線以上の国道、県道等の区間指定については、道路が整備される都度、許可の対象区間となるよう、区間指定は行わず、全線をその対象とし、農地法等の土地利用規制の及ばない区域について立地を認めることとした。

(2)物流総合効率化法制定の趣旨及び県内の運送業界からの要望等を踏まえ、新たに特定流通業務施設の立地に係る基準を盛り込むこととした。

４　主な改正内容

①　(現行)　知事が指定する四車線以上国道、県道等の沿道
↓
(改正後)<u>四車線以上の国道、県道等</u>の沿道

②　(現行)　高速道 IC 周辺５００m以内
↓
(改正後)<u>特定流通業務施設にあっては高速道 IC 周辺５ｋm以内</u>
その他の大規模な流通業務施設にあっては高速道 IC 周辺５００m以内

５　改正提案基準の適用　平成１９年４月１日

栃木県土木部都市計画課
開発指導担当
TEL０２８―６２３－２４６７
FAX０２８―６２３－２５９５

宇都宮市理財部資産税課
「住宅用家屋証明書」の取扱について

宮資税１２９７号
平成１９年３月２３日

宇都宮地方法務局
関係各位　　殿

宇都宮市長　佐藤　栄一
（理財部資産税課扱）

「住宅用家屋証明書」の取扱について

早春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃の固定資産税業務についてのご理解並びにご協力をいただきありがとうございます。
さて、現在、租税特別措置法７２条及び７３条に基づき、登録免許税軽減のための住宅用家屋証明発行事務を当市資産税課で執り行っているところです。
今後、当市での証明書様式は平成１７年建設省住宅局長通知に対応した新様式に変更する取扱いといたします(別添様式参照)。関係各位へこの旨周知願います。

記

1　実施時期　平成１９年４月２日から実施
2　その他　不明な点は資料証明グループまでお問い合わせください。

住宅用家屋証明書についてのお問い合わせ
担当　宇都宮市理財部資産税課　資料証明グループ
TEL　０２８－６３２―２２４４

※「別添様式」は、事務局にあります。

成年後見登記に係る
証明書手数料額の変更（引き下げ）について

平成１９年４月１日から「登記手数料令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、成年後見登記の証明書手数料額が引き下げられます（下表参照)。

１．窓口又は郵送での交付請求（※）

証明書の種類	手数料額（１通につき）	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	１，０００円	８００円
登記されていないことの証明書	５００円	４００円

（※1）窓口での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の戸籍課で取り扱っており、郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。
なお、郵送で請求する場合には、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）も同封してください。
（※2）手数料は、登記印紙によって納付する必要がありますが、変更前の金額の登記印紙で請求を行った場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続が必要になりますので、登記印紙を購入するときは注意してください。

２．オンラインによる交付請求（※）

（１）登記事項の証明

証明書の種類	手数料額（１通につき）	
	変更前	変更後
紙の証明書	７５０円	４９０円
電子的な証明書	７００円	４４０円

（２）登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額（１通につき）	
	変更前	変更後
紙の証明書	４５０円	３３０円
電子的な証明書	４００円	２８０円

（※）オンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。なお、紙の証明書は、郵送での送付を求める場合に限ります。

（お問い合わせ先）
法務省民事局民事第一課（03-3580-4111），東京法務局民事行政部後見登録課（03-5213-1234）

支 局 情 報

【宇都宮】

内容証明研修会

気軽に引き受けたものの、作成する際に意外と苦労する内容証明作成業務。後々証拠として残るわけですからそれも当然です。しっかり勉強しておく必要があります。というわけで、３月１３日（火）、小平裕一会員（元宇都宮地方裁判所書記官）に講師を依頼し、研修会を開催しました（参加者２１名）。テーマは「内容証明作成業務について～作成する上で必要な法律の知識を学ぶ～（契約解除・初級編）」。根拠条文の説明から始まり、料金・文字カウント法やｅ内容証明（電子内容証明）の説明、そして具体例としてクーリングオフについて解説していただきました。是非今後の業務に生かしていただきたいと思います。

（副支部長　田代 昌宏）

【那　須】

無料相談会実施

行政書士制度の推進及び啓蒙、地域における社会貢献事業の一環として下記のよう実施。

１．平成１９年２月２５日
　大田原東武デパートにて（４件）
　相続、土地関係、農地転用、借金付贈与

２．平成１９年３月４日
　那須塩原市西那須野公民館にて（６件）
　相続、開発関係、農地転用、競売による農地の取得他。

以上、業務に従事されました書士の方々に心から感謝申し上げます。

（支局長　君島 健司）

【鹿　沼】

研修会開催

３月９日午後３時より、鹿沼市民情報センターにおいて、研修会が開催されました。

講師には、鹿沼市役所消費生活センターの、野沢様をお迎えし「悪徳商法について」事実をもとにした、具体的なお話と、農業委員会加藤様の「農地転用について」業務に必要なお話が、詳細にあり、８名のみなさんが参加し、熱心に研修されました。

この有意義な研修が、今後の業務に生かされていく事は、間違いないでしょう。

（支局長　山ノ井 一男）

那須支部研修会開催

３月２日（金）１４時から１６時まで、塩原温泉クアホテル寿苑会議室において、那須支部主催の研修会が１２名出席し開催されました。

講師には行政書士会顧問住吉和夫先生にお願いいたし「内容証明の書き方」のテーマで、広範に亘る内容をもって、講義され受講者一同実務向上に意を強くして修了いたしました。

冷気の中でしたが、温泉に浸り懇親を深めました。

（支局長　君島 健司）

イメージはアメリカ東海岸

～ 佐野プレミアム・アウトレット ～

－佐野支部－

皆さんの中にもすでにご存知の方も多いと思いますが、今回は「佐野プレミアム・アウトレット」をご紹介します。佐野市観光協会でも紹介されている商業施設で、県内はもとより県外からもたくさんの人がやってきます。

２００３年オープンの「佐野プレミアム・アウトレット」は、「プレミアム・アウトレット」国内第３号店。アメリカの東海岸の都市をイメージした建物には、約１５０の国内外の著名ブランドが勢ぞろい。東側に広がる三毳山（みかもやま）を背景に、緑豊かな環境に調和した施設です。

（佐野支部　江藤 正巳）

住　所　〒327-0822
栃木県佐野市佐野新都市７８街区

電　話　０２８３－２０－５８００

営　業　１月～７月　10：00～20：00
時　間　８月　10：00～21：00
９月～１２月　10：00～20：00

休業日　年１回
※2007 年は 2 月 15 日（木）

おじゃましま～す！

今回は、宇都宮支部の福田仁会員の事務所におじゃましました。事務所はＪＲ宇都宮駅東口から東へ約１．２㎞、鬼怒通り沿いにあります。ブルーの看板が目印です。

氏　名　福田　仁（ふくだ　じん）
事務所　宇都宮市東今泉一丁目２番３号
入　会　２００１年２月１日

入会の動機は？
「東京都千代田区で約２０年間法律関係の仕事をしてきたが、この経験を生かして独立し、自由な時間を持ちたかった」

得意業務は？
「会社設立、建設業、風俗、帰化、相続、遺言。今後は開発業務を得意分野にしていきたい」

行政書士になってよかったことは？
「私は卓球のスポーツ少年団の指導をしているが、このスポーツ少年団の制度をドイツから取り入れたのが行政書士の大先輩、恒松功先生。『行政書士というつながりだけ』でこのような日本を代表する先駆者と知り合いになることができた」

行政書士になって苦労していることは？
「やりたいことが多すぎて時間が足りない」
自由な時間を持つために独立したはずが、やっぱり時間は足りなかった。そのわけは…私（広報部田代）の事務所も同じ峰地区にあるのですが、よく回覧板に福田会員のお名前をお見かけします。その肩書は「峰体育協会会長」！　各種行事で多忙な日々。時間が足りないわけです。

モットーは？
「信義誠実。人と人とのつながりを大切にして、信頼関係を尊重し、誠意を持って行動することを心掛けている」

ご家族は？
「妻、長男、長女、次男。妻は真岡の高山俊子先生のご指導を受けて行政書士をしていた」

趣味は？
「クラシック音楽鑑賞。東京のサントリーホールに年間の指定席をもっている」

好きな言葉は？
「成せば成る、成さねば成らぬ何事も、成らぬは人の成さぬなりけり」

最後に一言お願いします
「これからも行政書士というすばらしい職業を活かして『人のためになる事』が少しでも出来るよう努力をしていきたい」

そのスリムな体型からお分かりの通り、卓球をこよなく愛するスポーツマンです。特技は、「卓球初心者を３０分で連続ラリー５０回できるようにする」こと（今回は卓球台が無かったので挑戦できませんでしたが）。
ここのところ宇都宮の卓球人口がなかなか増えないため、指導力を持て余しているご様子。指導者がいないとお嘆きの皆さん、チャンスですよ！　（広報部　田代 昌宏）

▲▶故小林一二会長（当時）を招いての開所式の様子

春 の 声

２００７年４月、統一地方選挙が行われる。地域の代表を選ぶ重要な選挙となる。

地域の特性を活かした住民サービスをいかに提供するかである。地域によりさまざまな”住民サービス”があるわけだが、有権者の訴えが政治を動かし実現させる。まさに、自分たちが１票を投じ、ストレートに反応が返ってくるのが地方政治であると思う。

過去の職場で、数多くの選挙事務に従事した経験があるが、国政選挙制度は近年、めまぐるしく変化している。衆院は、中選挙区制で全国１２８個所の区割りで１つの選挙区から原則３～５人の議員を選出した。１９９３年からは小選挙区比例代表並立制を導入し、全国を３００区に分け１選挙区１人の当選とし、それと並行して全国を１１ブロックに分けて、１８０人を選出することになった。

参院は任期６年で、３年ごとに半数が改選され、解散はない。制度は「選挙区選挙」といって都道府県を単位とする選挙区から複数の議員を選出し、同時に「比例代表選挙」として、全国を１つの選挙区にして、政党や候補者の得票数に比例して選出する。２０００年からは、全国区の比例代表で９６議席を決める方式となった。各都道府県ごとの区割りの定数は現在１４６議席。

２００３年の法改正により、印鑑、身分証明書を持参する不在者投票を簡素化し期日前投票制度ができた。期間は、選挙公示の当日または翌日から選挙投票前日までで、投票時間は原則、午前８時半から午後８時までとし、手軽に投票できるようになった。

選挙の投票率アップを図るため、国をあげて努力していることも周知のとおりだが、誰に、どの党に、国政を任せるのか。一人一人が「国の主権者」であり、選挙を他人事とせず真剣対応すべき時がきている。

厳寒に堪えたる野山の千草ほど
心に響く音色やさしき

（那須支局長　君島 健司）

表 紙 写 真　　小倉橋（西方町）

この辺りの思川は、淵が多く、河童が沢山いて「悪さ」ばかりしていたそうな。徒歩で川を渡る村人はオッカナビックリの生活であったとか。

ある時、土地の小倉某というお侍が馬で川を渡ろうとすると河童が飛び出し「悪さ」をしそうになった。お侍は間髪を入れず切り捨てようと刀を抜くと、河童は泣きながら命乞いをした。あわれに思ったお侍は「今後、小倉という名前を聞いたらば悪さをするな」と言い残した。

それからというもの村人は、川を渡る時、水辺で作業をする時は、口々に「俺は小倉だ!」「オレハ、オグラダ」と言ったそうな。

・・・・と、西方にはこんなお話があります。ちょっと楽しいでしょう?

また、キツネのお話もあるんです。この桜の名所は例幣使街道の宿場で、遊郭があり、それは賑わっていたそうです。近隣の町や村から日暮れて宿場を通りかかると、キツネにだまされて、一晩中家へ帰ることができなかったそうです。また、わけもわからず身ぐるみ脱がされて、朝、下帯ひとつで放り出されたという話もあり、「へぇー、キツネってこわい」と思いながら、でもよく考えると、キツネは男性ばかりだますのです。女性はだまされないんです。

（広報部　山本 昭子）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 19 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	那　須	1 9 1 4	H19.3.1	329-2732	那須塩原市一区町 101	0287-22-4368	
	手塚裕子	07120248					
	芳　賀	1 9 1 5	H19.3.15	321-4305	真岡市荒町 60-2	0285-84-3578	
	瀬尾隆昭	07120322					

【退　会】　鯉沼義則会員・橋本正人会員・船渡川仁会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	鯉沼義則	H18.12.16	死亡	佐野	船渡川仁	H19.1.20	死亡
那須	橋本正人	H19.2.23	死亡				

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
塩那	坂主俊一	1 1 0 9	事務所	矢板市末広町 11-4
那須	大森勝則	1 9 1 2	電話	TEL 0287-73-4568
宇都宮	川田英司	1 0 6 1	事務所 事務所名称	宇都宮市問屋町 3172-85　TEL 028-656-4540 ジーエス・アモ 行政書士川田英司

平成１９年度
栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

日時：平成１９年５月１８日（金）
午後１時００分～
場所：「ホテル東日本宇都宮」
宇都宮市上大曽町 492－1

事務局からのお知らせ

○会費の納入について

４月は会費、政連会費の納入月です。口座引落をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

○市町村合併に伴う変更登録申請について

市町村合併に伴い『本籍』『住所』『事務所所在地』に変更が生じた場合、変更登録申請が必要です。
（※変更登録手数料は無料）

お詫びと訂正

行政とちぎ３月号１７ページの小室明男会員のお名前の記載が誤っておりました。お詫びして訂正いたします。

編集後記

ことしは桜が早く咲くと言われ、行きつ戻りつの春にジリジリしながら金崎の桜堤に通いました。
できれば桜のふち飾りで小倉橋を撮りたいと願ったのですが、思い通りにはいかないものです。
（広報部　山本）

行政とちぎ４月号 No.364

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei/
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

Gallery

宇都宮支部

清水 幸敏会員

3～4年前、新聞で桜の特集時事を読み興味を抱き名所旧跡の桜行脚をするようになった。東都の桜は九州と同じく桜の最前線である。次いで関東周辺から宇都宮市内と県内、東北近県は日帰り行脚。そして東北、北海道まで桜前線を追いかけている。今年の東都の桜は飛鳥山から旧古河庭園と六義園へ。地下鉄で新宿御苑に足を延ばした。全体的には6～7分の開花で早咲のエドヒガンは満開期。写真はエドヒガン、ソメイヨシノ、オオシマでそれぞれ特色があり老いの心にときめきを感じさせる。中の1枚は新宿御苑でカメラを向けたレンズに花の精が現れ一瞬シャッターを切った幸運の1枚である。

今年は念願の岐阜根尾谷に往った。中旬から三度三春の桜回廊を径て、桜前線の最終地点厚岸から根室まで花の精を追いかけて今を生きている証と旅をする予定である。